



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）…………… 6
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（新産業振興課）…………… 8
- 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 10
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 13

告 示

- 港湾区域の変更（港湾課）…………… 13

公 告

- 港湾区域の変更認可の公告の廃止（港湾課）…………… 14

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 14

規 則

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第66号

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成7年沖縄県条例第6号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第4条」を「第6条、第11条ただし書、第15条及び第16条」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（指定管理者の指定申請書等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時にお

ける財産目録)

(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(公文書等の収集、整理及び保存に関する基準)

第3条 指定管理者は、知事が別に定める公文書等の収集に関する基準により、体系的に公文書等を収集しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により収集した公文書等を知事が別に定める公文書等の整理に関する基準により、整理分類しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定により収集した公文書等を知事が別に定める公文書等の保存に関する基準により、書庫において適正に保存しなければならない。

(利用に供しない公文書等)

第4条 条例第11条ただし書の規則で定める公文書等は、次に掲げるものとする。

(1) 公文書等（その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。）で次に掲げる情報が記録されていると認められるもの

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又は警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 寄贈又は寄託を受けた公文書等で、当該公文書等の寄贈者又は寄託者と一般の利用に供しない旨の特約があるもの

(3) 公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本を損傷し、若しくは汚損するおそれがあるもの又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。）における当該公文書等

(4) 公文書等（その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。）で次に掲げるもの

ア 第1号アに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、別表左欄に掲げる情報の区分に応じ、当該情報が記録されていると認められるものを同表右欄に掲げる経過年数の範囲内で一般の利

用に供しないことにつき合理的な理由があると認められるもの

イ 第1号イに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、当該情報が次に掲げるものであると認められるもの

(7) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれがあるもの

(4) 営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれがあるもの（当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。）

ウ 第1号ウに掲げる情報が記録されていると認められる公文書等で、次に掲げるおそれが明白にあると認められるもの

(7) 犯罪の予防、犯罪の捜査が不当に害されるおそれ

(4) その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれ

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「公文書館資料」を「公文書等」に、「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「館長」を「指定管理者」に改め、同条第6項中「館長」を「指定管理者」に、「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「公文書館資料」を「公文書等」に、「公文書館資料閲覧申請書（第4号様式）」を「公文書等閲覧申請書（第5号様式）」に、「館長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条第2項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、「旨の」次に「指定管理者による」を加え、同条を第7条とする。

第10条第1項中「公文書館資料」を「公文書等（公文書館が一般の利用に供する展示物等を含む。）」に、「館長」を「公文書等複写申請書（第6号様式）」に利用証を添えて指定管理者に提出し、知事に改め、同条第2項中「負担とする」を「負担とし、当該費用の額の基準は、知事が別に定める」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「公文書館資料」を「公文書等」に、「第5号様式」を「第7号様式」に、「館長」を「指定管理者を経由して知事」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第9条とする。

ただし、指定管理者が、公文書館の管理運営に関し公文書等の全部又は一部を出版物等に掲載しようとする場合は、この限りでない。

第12条の見出し中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条第1項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「館長」を「知事」に、「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同項第7号中「館長」を「知事」に改め、同条第3項中「公文書館資料」を「公文書等」に、「館長」を「知事」に改め、同条第4項中「第6号様式」を「第8号様式」に、「館長」を「指定管理者を経由して知事」に、「第7号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項中「公文書館資料」を「公文書等」に、「館長」を「知事」に改め、同条第2項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条第3項中「館長」を「知事」に、「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出し中「貸出資料」を「貸出しを受けた公文書等」に改め、同条中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による公文書等の館外持出し）

第13条 指定管理者は、知事の許可を受けて、公文書等を館外へ持ち出し、公文書等の閲覧、展示その他公文書館の管理運営に関し必要な業務を行うことができる。

第15条第1項中「館長」を「知事」に改め、同条第2項中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同条第3項中「館長」を「知事及び指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第8号様式」を「第10号様式」に、「行う」を「指定管理者を経由して行う」に改め、同条第2項中「館長」を「知事」に改め、「受けたときは、」の次に「指定管理者を経由して」を加え、「第9号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第10号様式」を「第12号様式」に改め、同条第2項中「館長」を「知事」に、「前項」を「第14条第1項」に、「寄託の申込み」を「寄託」に改め、「速やかに」を削り、「第11号様式」を「第

13号様式」に、「当該申込み」を「当該寄託」に、「第12号様式」を「第14号様式」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(紛失等の場合における手続等)

第17条 公文書等又は公文書館の施設、附属設備若しくは展示物等を改ざんし、汚損し、損傷し、紛失し、又は滅失した者は、紛失等届出書（第15号様式）を指定管理者を経由して知事に提出し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

第18条を次のように改める。

(事業報告書)

第18条 条例第15条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 公文書館の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 公文書館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第19条中「関する事項については、館長」を「関し必要な事項は、知事」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 学歴又は職歴 (2) 財産、所得又は経済活動 (3) 採用、選考又は任免 (4) 勤務評定又は服務	30年以上50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 国籍、人種又は民族 (2) 家族、親族又は婚姻 (3) 信仰、信教又は思想 (4) 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 (5) 保護又は扶助の措置	50年以上80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 門地 (2) 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 (3) 犯罪歴又は補導歴 (4) 事件又は人権侵害の被害	80年以上

備考1 該当する可能性のある情報の種類の例とは、この表の左欄に規定する「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の種類を例示したものであって、公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

2 経過年数とは、当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。

3 その他第4条第4号アに掲げる公文書等に係るこの表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第13号様式中「（第18条関係）」を「（第17条関係）」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「沖縄県知事 殿」に、「紛失・改ざん・汚損・破損」を「改ざん・汚損・損傷・紛失・滅失」に、「修復」を「原状回

復」に、「館長」を「知事」に、「紛失し、改ざんし、汚損し、又は破損」を「改ざんし、汚損し、損傷し、紛失し、又は滅失」に、「公文書館資料又は公文書館の施設若しくは設備」を「公文書等又は公文書館の施設、附属設備若しくは展示物等」に改め、同様式を第15号様式とする。

第12号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に、「沖縄県公文書館長 印」を「沖縄県知事 印」に改め、「沖縄県公文書館資料として、」を削り、同様式を第14号様式とする。

第11号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を第13号様式とする。

第10号様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「沖縄県知事 殿」に改め、同様式を第12号様式とする。

第9号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に、「沖縄県公文書館長 印」を「沖縄県知事 印」に改め、同様式を第11号様式とする。

第8号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「沖縄県知事 殿」に改め、同様式を第10号様式とする。

第7号様式中「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に、「沖縄県公文書館長 印」を「沖縄県知事 印」に、「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同様式備考1から備考3までの規定中「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同様式備考4中「公文書館資料」を「公文書等」に、「損傷し、又は紛失」を「改ざんし、汚損し、損傷し、紛失し、又は滅失」に、「館長」を「知事」に改め、同様式備考5中「館長」を「知事」に改め、同様式を第9号様式とする。

第6号様式中「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「沖縄県知事 殿」に、「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同様式を第8号様式とする。

第5号様式中「(第11条関係)」を「(第9条関係)」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「沖縄県知事 殿」に、「公文書館資料」を「公文書等」に改め、同様式を第7号様式とする。

第4号様式中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、「公文書館資料閲覧申請書」を「公文書等閲覧申請書」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「 殿」に、「TEL」を「電話番号」に改め、同様式を第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式 (第8条関係)

公文書等複写申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり公文書等の複写を申請します。

記

資料コード	表題 (公文書等名又は簿冊名)	複写部分	媒体	種類	数量

利用目的 <input type="checkbox"/> 調査研究	<input type="checkbox"/> 証拠書類	小 計	
<input type="checkbox"/> 出版物掲載 (出版物名: _____)	<input type="checkbox"/> その他	合 計	

備考1 複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条で定める範囲で行うものとします。

2 複写物の使用により生ずる著作権法上その他の責任は、当該複写物を使用した者が負うこととなります。

第3号様式中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に、「電話」を「電話番号」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に、「沖縄県公文書館長 殿」を「 殿」に改め、「(明治・大正・昭和・平成)」を削り、同様式を第3号様式とする。

第1号様式中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
 団体の名称
 代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

沖縄県公文書館の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第41号)附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第67号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第10条第1項中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第16条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第6項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第7項第1号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第2号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第20号様式の福祉事業記録簿中

在宅介護を行う介護人の派遣					を
介護用機器					
在宅介護のための住宅					

在宅介護を行う介護人の派遣					に、
---------------	--	--	--	--	----

長期家族介護者援護金					を
身体障害者用自動車					

長期家族介護者援護金					に改め
------------	--	--	--	--	-----

る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の4の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則第16条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県規則第68号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「（研究室及び実証室の利用基準）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第3条とする。

条例第10条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

第6条から第12条までを削る。

第13条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第4条第4項」を「第15条第6項」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項第2号中「使用に」を「利用に」に改め、同項第5号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項を削り、同条を第4条とする。

第14条から第18条までを削る。

第19条中「第10条第2項」を「第19条第2項」に、「第11号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（事業報告書）

第6条 条例第22条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) センターの利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(附属設備等の利用料金の基準額)

第7条 条例別表の2及び3に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。

第20条から第22条までを削り、第23条を第8条とする。

別表中「(第10条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表の1中「附属設備使用料」を「附属設備利用料金」に、

区 分	品 名	単 位	使用料
研 修 室 等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円

を

区 分	品 名	単 位	基準額
研 修 室 等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会 議 室 等	第1会議室冷房設備	1時間につき	390円
	第2会議室冷房設備		290円
	第3会議室冷房設備		440円
	小会議室冷房設備		80円
	研修室冷房設備		690円

に改め、同表

の2中「機械器具使用料」を「機械器具利用料金」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表の3を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地
団体の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

第2号様式から第10号様式までを削る。

第11号様式(表)中「(第19条関係)」を「(第5条関係)」に、「所属」を「職名」に改め、「氏名」を「氏名」に改め、同表

に、「第10条第1項」を「第19条第1項」に、「職員」を「者」に改め、同様式（裏）中
「第10条 知事は、施設等の管理上必要があると認めるときは、その職員に第3条第1項の規定により
使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。 を
2 前項の規定により立ち入り等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ
ればならない。 」
「第19条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する
者に、第10条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指
示をさせることができる。 に
2 前項の規定により立ち入り等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。 」

改め、同様式を第2号様式とする。

第12号様式及び第13号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例46号）附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県規則第69号

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とする。

第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書）

第17条 条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄自由貿易地域の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 沖縄自由貿易地域の使用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第14条第1項中「第11条第1項」を「第16条第1項」に、「とつた」を「とった」に、「第11号様式」を「第12号様式」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第16条第2項」に、「第12号様式」を「第13号様式」に改め、同条第3項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第10条第2項」を「第15条第4項」に、「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条第6号中「取り扱つて」を「取り扱って」に改め、同条第7号中「もつて」を「もって」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第6条」を「第11条」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第5条」を「第10条」に、「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第4条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第4条第2項ただし書」を「第9条第2項ただし書」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「第4条第2項ただし書」を「第9条第2項ただし書」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第3項中「第4条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改め、同条を第8条とする。

第6条第3項中「第2条及び第3条」を「第3条及び第4条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第2条第1項第1号及び第2号」を「第3条第1項第1号及び第2号」に、「あつた」を「あった」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第2条第1項第3号から第6号まで」を「第3条第1項第3号から第6号まで」に、「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条第3項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「第3条第1項」を「第8条第1項」に、「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同項第1号中「あつて」を「あって」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別表中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

第12号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「第11条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「あつて」を「あって」に改め、同様式を第12号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第11号様式(第14条関係)

(表)

身 分 証 明 書		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 5px auto;">契 印</div>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <div style="text-align: center;">指定管理者名 所属名 氏 名</div> <div style="font-size: 2em;">}</div>	生年月日 年 月 日生
<p>上記の者は、沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>第15条第1項</p> <p>第15条第2項又は第3項</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">の規定による立入り等に従事する</div> </div> <p>者</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;">職員</div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">であることを証明する。</div> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>		

沖縄県知事

印

(裏)

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域
内工場の設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(立入り等)

- 第15条 指定管理者は、沖縄自由貿易地域の管理上必要があると認めるときは、沖縄自由貿易地域の管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により使用を許可された場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、沖縄自由貿易地域の管理上特に必要があると認めるときは、その職員に、第8条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。
- 3 知事は、沖縄特別自由貿易地域内工場の管理上必要があると認めるときは、その職員に、第8条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。
- 4 前3項の規定により立入り等をする者及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第10号様式を削る。

第9号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「あつて」を「あつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「(第3条、第6条関係)」を「(第4条、第7条関係)」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式中「(第2条、第6条関係)」を「(第3条、第7条関係)」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

沖縄自由貿易地域の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書

- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第47号）附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県規則第70号**沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、条例の施行について」を「の施行に関し」に改める。

第3条第1項中「渡久地港」を「本部港（渡久地地区に係る部分に限る。）」に改める。

第10条中「次に掲げるとおり」を「次に掲げる事務」に、「渡久地港、本部港」を「本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。）」に改める。

第1号様式から第5号様式まで中「（第7条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**沖縄県告示第513号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第4条第4項の規定により、本部港港湾区域の変更について認可を受けたので、その区域を次のとおり変更する。

平成18年7月24日

本部港港湾管理者 沖 縄 県
代表者 沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 港湾名 本部港
- 2 港湾区域
 - (1) 変更前
四等三角点島（24）崎本部（北緯26度37分21秒296、東経127度53分23秒971）より259度54分57秒96.76メートルの地点を中心とする半径2,125.30メートルの円内の海面。
ただし、漁港法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された浜崎漁港の区域を除く。
 - (2) 変更後
本部地区

四等三角点島 (24) 崎本部 (標高21.01メートル) (北緯26度37分35秒2915東経127度53分17秒1666) から259度54分57秒96.76メートルの地点を中心とする半径2,125.3メートルの円内の海面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) により指定された浜崎漁港の区域を除く。

渡久地地区

四等三角点島 (10) 健堅 (標高237.41メートル) (北緯26度38分26秒6844東経127度53分33秒8772) から317度50分1,715メートルの地点から300度2,100メートルの地点まで引いた線、同地点から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

浜崎地区

四等三角点島 (10) 健堅 (標高237.41メートル) (北緯26度38分26秒6844東経127度53分33秒8772) から303度10分1,500メートルの地点を中心とする半径200メートルの円内の海面

瀬底地区

四等三角点島 (8) 瀬底島 (標高40.78メートル) (北緯26度39分 8 秒0525東経127度52分10秒6537) から145度600メートルの地点を中心とする半径200メートルの円内の海面

公 告

平成元年6月9日付け公報第1760号掲載の浜崎港及び瀬底港に係る港湾区域の変更の認可の公告並びに平成14年1月22日付け公報第3027号掲載の本部港に係る港湾区域の変更の認可の公告は、これを廃止する。

平成18年7月24日

港湾管理者の長

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

人 事 委 員 会 事 項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月24日

沖縄県人事委員会

委員長 嘉 手 納 成 達

沖縄県人事委員会規則第28号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

別表第8中 「

換 算 表

」 を 「

換 算 率

」 に改め、同表の備考中「通勤」

の次に「 (当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。) 」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第8の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ (沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--